
(仮称)下北地域新ごみ処理施設
長期包括運営事業
落札者決定基準

令和4年12月5日

下北地域広域行政事務組合

(仮称) 下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業 落札者決定基準
目 次

第1章 落札者選定の手順	1
1 落札者決定基準の位置づけ	1
2 審査の機関	1
3 選定の手順	1
第2章 入札参加資格審査	4
1 入札参加資格要件の確認	4
第3章 提案審査	5
1 提案書の基礎審査	5
2 提案書の非価格要素審査	5
3 開札及び入札価格の確認	7
4 入札価格の価格要素審査	7
5 総合評価値の算定方法	8
第4章 提案書の非価格要素審査において審査する点	9
第5章 提案書に関するヒアリング	10
第6章 審査結果等の公表	10

第1章 落札者選定の手順

1 落札者決定基準の位置づけ

(仮称)下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業(以下「本事業」という。)を実施する事業者は、ごみ焼却施設及びリサイクルプラザの運営に係る専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、入札価格だけでなく、提案内容によって落札者を決定する総合評価落札方式を採用する。

この「(仮称)下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業 落札者決定基準」(以下「落札者決定基準」という。)は、下北地域広域行政事務組合(以下「組合」という。)が本事業を実施する落札者の募集・選定を行うに当たって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、総合評価落札方式により落札者を選定するに当たって、要求水準書等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された入札提案書類を客観的に評価する基準、方法等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 審査の機関

技術審査などを公平かつ専門的知見に基づいて実施するため、下北地域新ごみ処理施設運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を組織し、審査にあたる。

3 選定の手順

本事業における事業者の選定は、総合評価落札方式に基づき、3頁の図1-1に示す手順で実施する。

(1) 入札参加資格審査

組合は、提出された入札参加資格審査申請書により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件(以下「入札参加資格要件」という。)を満たしていることを確認する。

なお、入札参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

ア 技術提案書の基礎審査

組合は、技術提案書(以下「提案書」という。)に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について提案書に不備(同一事項に対する2通り以上の提案、提案事項間の齟齬、指定様式によらない提案等)がないかを確認し、1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

イ 提案書の非価格要素審査

選定委員会は、提案書に記載された内容について、落札者決定基準に示す審査基準及び得点化方法に従って非価格要素審査を行う。

ウ 開札及び入札価格の確認

組合は、入札書に記載された入札価格が入札書比較価格を超えていないことを確認する。この結果、入札価格が入札書比較価格を超える場合は失格とする。

エ 入札価格の価格要素審査

選定委員会は、入札価格について、落札者決定基準に示す得点化方法に従って価格要素審査を行う。

オ 総合評価値の算定

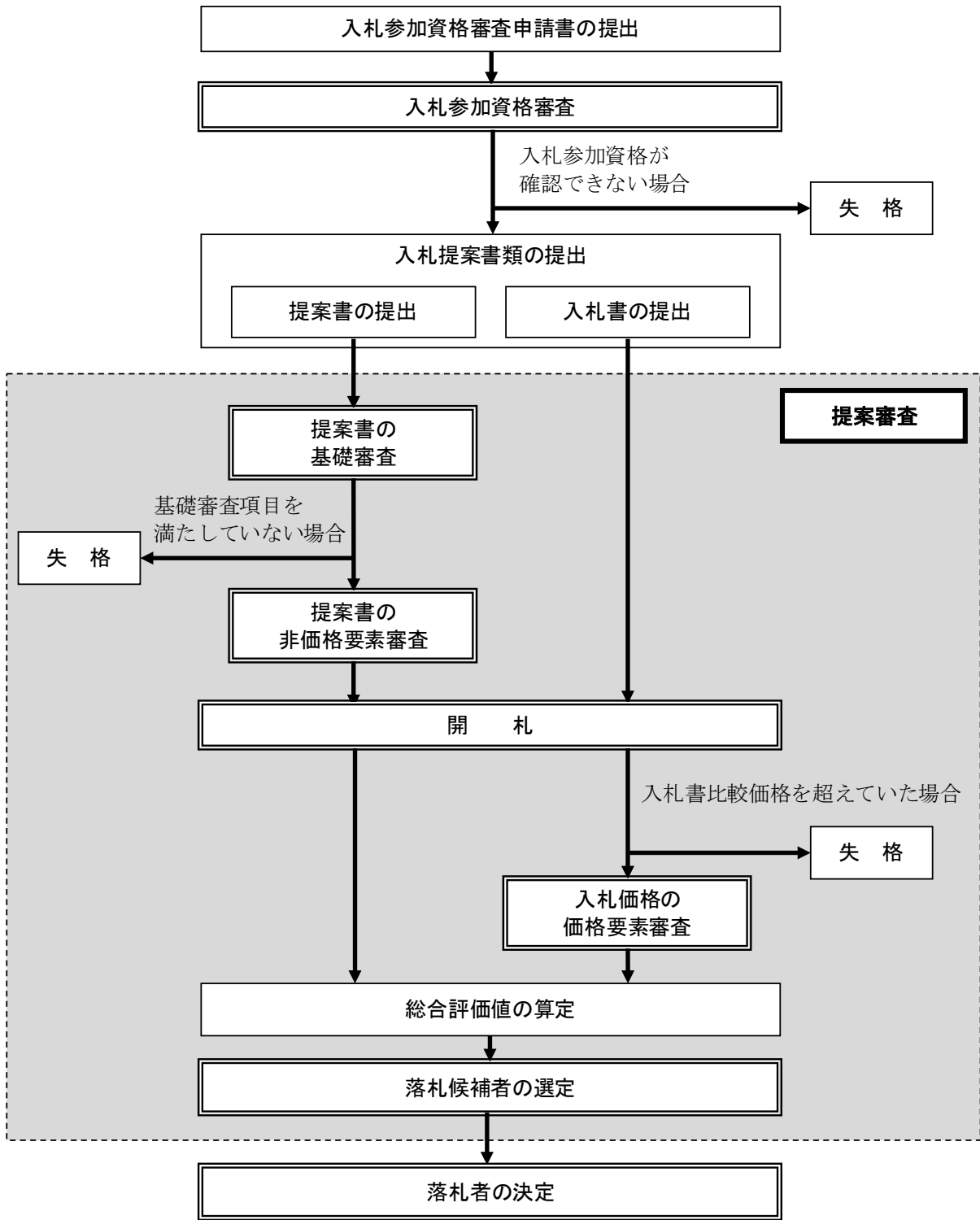
選定委員会は、提案書における非価格要素及び入札書における価格要素の得点を合計し、総合評価値を算出する。

カ 落札候補者の選定

選定委員会は、総合評価値が最も高い提案を行った入札参加者を落札候補者として選定する。

キ 落札者の決定

組合は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。ただし、選定委員会が2以上の落札候補者を選定した場合は、当該落札候補者によるくじ引きにより落札者を決定する。



※落札候補者を選定する選定委員会の事務は図中網掛け部分

図 1 - 1 落札者決定の手順

第2章 入札参加資格審査

1 入札参加資格要件の確認

入札参加表明書と同時に提出される入札参加資格審査申請書を確認する。入札参加資格審査基準日は、入札参加資格審査申請書受付最終日とする。

詳細については、入札説明書（第5章1.(4)）を参照のこと。

第3章 提案審査

1 提案書の基礎審査

(1) 提案書等の確認

提出された入札提案書類がすべて揃っていることを確認する。

(2) 提案書の基礎審査

提案書に記載された内容が、次に掲げる基礎審査項目を満たしていることを確認する。
なお、基礎審査項目を満たしていることが確認された場合のみ、入札提案書類に記載された内容の非価格要素、価格要素の定量化審査を行う。

ア 提案書の内容が要求水準書に示す要求水準をすべて満たしていること。

イ 入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

ウ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

2 提案書の非価格要素審査

(1) 提案書における審査項目及び配点

提案書の非価格要素の配点、審査基準及び得点化方法については、組合が本事業に対して民間の創意工夫の導出を期待する度合いに応じて設定する。したがって、審査項目は、組合が民間に創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、次の表3-1のとおりとする。なお、各審査項目における審査基準等の詳細については、「第4章 提案書の非価格要素審査において審査する点」を参照のこと。

<<施設運営の基本方針>>

- 地球に優しい施設
- 安全性に優れた施設
- 資源や熱エネルギーを効率的に有効利用できる施設
- 周辺環境と調和した施設
- 住民に開かれた施設
- 維持管理が容易で経済性に優れた施設

<<その他>>

- 運営品質の確保
- 地域の活性化への貢献度

表 3-1 審査項目及び配点

項目 (大項目)		審査項目 (小項目)		重要度	詳細点	最終配点
非価格要素	1. 地球に優しい施設	①	環境保全計画	2	2	4
	2. 安全性に優れた施設	②	施設の安全稼働に関する計画	3	3	9
		③	施設防災計画		2	6
	3. 資源や熱エネルギーを効率的に有効利用できる施設	④	資源物回収計画	2	2	4
	4. 周辺環境と調和した施設	⑤	施設内外の管理計画	2	2	4
	5. 住民に開かれた施設	⑥	環境学習・啓発への対応計画	2	2	4
	6. 維持管理が容易で経済性に優れた施設	⑦	用役節減計画	3	2	6
		⑧	点検整備計画		3	9
	7. 運営品質の確保	⑨	運営品質管理計画（組織構成等）	2	2	4
		⑩	労働者保護に関する計画		2	4
	8. 地域の活性化への貢献度	⑪	地元企業活用計画（地元雇用）	2	3	6
非価格要素合計				—	—	60
価格要素	運営事業入札額	運営事業費		—	—	40
					—	—
総 計				—	—	100

(2) 提案書の非価格要素審査に関する得点化方法

ア 提案を求めている審査項目においては、次の5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

表 3-2 審査基準及び得点化方法

評価	審査基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	優れているとは認められない(要求水準を満たす程度)	配点×0.00

イ 各審査項目の評価点については、選定委員会の各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。

ウ イの結果をもとに、各入札参加者の得点の合計を算出する。

(3) 最低基準の設定

ア 提案書の定量化審査においては、最低基準を設ける。

イ 最低基準は30点とし、提案書に関する得点が最低基準を満たさない者は失格とする。

3 開札及び入札価格の確認

提出された入札価格が入札書比較価格を超えていないことを確認する。なお、入札価格の確認のための開札は、提案書の非価格要素審査終了後、入札説明書に定めた方法により実施し、入札価格が入札書比較価格を超えていない入札書のみ入札価格の価格要素の得点化を行うこととする。

4 入札価格の価格要素審査

(1) 入札価格に関する得点化方法

入札価格の価格要素得点化においては、入札価格(様式集、様式第10号に記載する金額をいう。)について、次の算定式により得点を付与する。得点は、小数第3位を四捨五入した値とする。

入札価格の価格要素審査の得点算定式

$$\left[\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格の価格要素審査の得点} \end{array} \right] = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{全者の最低入札価格}}{\text{当該入札参加者の入札価格}}$$

5 総合評価値の算定方法

「2 提案書の非価格要素審査」、「4 入札価格の価格要素審査」により算出した各入札参加者の得点から、次の算定式により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

総合評価値の算定式		
$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価値} \\ \text{(100点)} \end{array} \right)$	$=$	$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{非価格要素審査の得点} \\ \text{(60点)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格要素審査の得点} \\ \text{(40点)} \end{array} \right)$
※ () 内は各得点の配点を示す。		

第4章 提案書の非価格要素審査において審査する点

選定委員会は、各審査項目について、審査基準に基づき審査を行い、その内容に応じて、5段階評価により得点を付与する。なお、各項目については、審査の視点に対して、各入札参加者の同種施設における過去の経験等を踏まえたより実現性の高い提案を高く評価する。

表 4-1 提案書の非価格審査における審査項目と配点

項目 (大項目)	審査項目 (小項目)	重要度	詳細点	最終配点	審査基準（審査の視点）	A	B	C	D	E	
						評価	評価	評価	評価	評価	
						1.00	0.75	0.50	0.25	0.00	
非 価 格 要 素	1. 地球に優しい施設	① 環境保全計画	2	2	4	<ul style="list-style-type: none"> 各公害防止基準を満足するための方策に実効性を期待する。 更なる環境負荷の低減に向けた要監視基準値、運転基準値の設定と監視方法、超過時の対応の実効性を期待する。 事故等回避策、事故等発生時の安全対策及び安定稼働策について、過去の実例も含め、運営管理性を期待する。 □ヒューマンエラーによる一次災害・二次災害を防止する機能やシステムについて、運営管理性を期待する。 □地震、停電、浸水等の災害に対し、人身事故、機能障害等の防止等について、運営管理性を期待する。 ごみ焼却施設及びリサイクルプラザの火災・爆発における、事前・事後対策について運営管理性を期待する。 不燃ごみ・粗大ごみや資源ごみからの資源物回収を効率的に行うための運営管理性を期待する。 □従来のごみ処理施設のイメージを払しょくする環境に配慮した施設内外の維持管理性を期待する。 周辺環境との親和性が高い景観となることを維持管理性を期待する。 □小学生や一般見学者などの視点に立った見学ルート設定、引率・説明方法、見学場所、見学対応等について創意工夫を期待する。 □当組合の環境事業情報の発信基地として、長期的な実効性を期待する。 継続的に用役使用量（燃料、薬品、副資材等）の節減のための方策と実効性を期待する。 設備のメンテナンス等長期的に設備が使用可能な維持管理性を期待する。 30年間の運営が十分可能となる計画的かつ効率的な点検補修等計画の運営管理性を期待する。 処理性能としての要求水準を満足するだけでなく、施設運営全体の品質を確保するため、運営実施計画及び運営体制の実効性を期待する。 運営業務の安全性確保の観点において、運営実施計画及び運営体制の実効性を期待する。 福利厚生や公正労働による労働者保護の方策について、取り組みの計画性と実効性を期待する。 運営業務において、地元雇用の運営体制について実効性と妥当性を期待する。 備品調達において、地元企業の活用について実効性と妥当性を期待する。 	特に優れている	AとCの中間程度	優れている	CとEの中間程度	優れているとは認められない／要求水準を満たす程度
	2. 安全性に優れた施設	② 施設の安全稼働に関する計画	3	3	9						
		③ 施設防災計画	2	2	6						
	3. 資源や熱エネルギーを効率的に有効利用できる施設	④ 資源物回収計画	2	2	4						
	4. 周辺環境と調和した施設	⑤ 施設内外の維持管理計画	2	2	4						
	5. 住民に開かれた施設	⑥ 環境学習・啓発への対応計画	2	2	4						
	6. 維持管理が容易で経済性に優れた施設	⑦ 用役節減計画	3	2	6						
		⑧ 点検整備計画	3	3	9						
	7. 運営品質の確保	⑨ 運営品質管理計画	2	2	4						
		⑩ 労働者保護に関する計画	2	2	4						
	8. 地域の活性化への貢献度	⑪ 地元企業活用計画（地元雇用）	2	3	6						
非価格要素合計		—	—	60							
価 格 要 素	運営事業入札額	運営事業費	—	—	40	—	—	—	—	—	
			—	—	40						
総計		—	—	100							

第5章 提案書に関するヒアリング

選定委員会は、提案書の審査及び評価を行うにあたり入札参加者に対し、ヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する。

ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

第6章 審査結果等の公表

審査結果等については、公表を行うとともに、入札参加者においては個別に通知する。